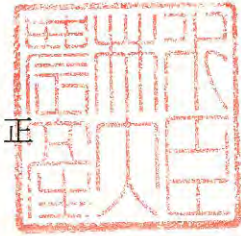




25消安第2352号
平成25年8月7日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)
第3条第1項の規定に基づき、飼料の成分規格として、次に掲げる農薬の飼料
中の残留基準を設定すること

1. イマザピル
2. イマザピック

